

# 四日市市市民協働促進計画検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、四日市市市民協働促進条例（平成26年四日市市条例第43号）の規定に基づき、市民活動を促進する施策を総合的かつ計画的に実施する四日市市市民協働促進計画（以下「計画」という。）を定めるため、その内容を検討する四日市市市民協働促進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、計画の策定にかかる事項について検討する。

## (組織)

第3条 検討委員会は、委員12名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体関係者
- (3) 市民活動団体関係者
- (4) 事業者関係者

3 委員の任期は平成28年3月31日までとする。ただし委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会議は公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

## (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、市民文化部市民協働安全課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

## 附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。